

平成23年 No.25

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科規程の一部を改正する規程

制定理由

学校教育法施行規則等の一部改正に伴い，所要の改正を行うものである。

承認経過

平成23年 5 月24日 東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科委員会

審議・承認

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成23年 5 月25日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

平成23年規程第17号

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科規程の一部を改正する規程

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科規程（平成8年規程第7号）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科規程の一部改正について

改正理由：学校教育法施行規則等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (入学資格) 第7条 連合学校教育学研究科に入学することができる者は、次の各号の1に該当するものとする。 (1)～(5) 〔省略〕 <u>(6) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者</u> <u>(7)</u> 文部科学大臣の指定した者 <u>(8)</u> 連合学校教育学研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成23年5月25日から施行する。</u>	〔省略〕 (入学資格) 第7条 連合学校教育学研究科に入学することができる者は、次の各号の1に該当するものとする。 (1)～(5) 〔省略〕 (6) 文部科学大臣の指定した者 <u>(7)</u> 連合学校教育学研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの 〔省略〕